町村議会議員の一般選挙における無投票及び定数割れ団体数について

(単位:町村数 ※割合については、小数点第二位を四捨五入)

| 選挙の区分等 | 統一地方選挙以外 | | | 統一地方選挙 | | | 全体 | | |
|--------------------------------|----------|-------------|------|--------|-------------|------|------|--------------------|------|
| 選挙期日による期間区分 | 執行団体 | 無投票 | 定数割れ | 執行団体 | 無投票 | 定数割れ | 執行団体 | 無投票 | 定数割れ |
| H23.5~H27.4 (第18回統一地方選挙を含む) | 561 | 102 (18.2%) | 6 | 373 | 89 (23.9%) | 4 | 934 | 191 (20.4%) | 10 |
| H27.5~H31.4 (第19回統一地方選挙を含む) | 557 | 111 (19.9%) | 7 | 375 | 93 (24.8%) | 8 | 932 | 204 (21.9%) | 15 |
| R1.5~R5.4 (第20回統一地方選挙を含む) | 553 | 131 (23.7%) | 11 | 373 | 123 (33.0%) | 20 | 926 | 254 (27.4%) | 31 |

全国町村議会議長会調べ

(備考)

- ・補欠選挙・再選挙については調査対象外とし、一般選挙のみを対象としている。
- ・統一地方選挙の執行団体数は、総務省公表資料から引用したもの。
- ・公職選挙法第15条第6項に基づき条例により選挙区を設けている町村については、全選挙区で無投票であった団体が無かったため、無投票団体に計上していない。
- ・「選挙期日による期間区分」について、一般選挙が議会の解散等により同一期間内に複数回執行された町村は、それぞれの選挙を個別に計上している。
- ・公職選挙法第95条の規定により、法定得票数を得られず当選人とならなかった者が発生したことにより定数割れとなった町村は、定数割れ団体に計上していない。